

# 秋田市立赤れんが郷土館清掃業務仕様書

この仕様書は、秋田市立赤れんが郷土館の清掃作業の概要を示すものであり、施設が博物館等の類似施設であることの特異性を十分認識し、注意を怠ることなく作業にあたること。また、指定箇所的一般清掃および特別清掃については、良好な環境衛生の維持と建築物および物品等の保全に努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うものとする。

## 1 施設名および所在地

- (1) 施設名 秋田市立赤れんが郷土館（以下「赤れんが館」という。）
- (2) 所在地 秋田市大町三丁目3番21号

## 2 業務委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 作業内容

### (1) 基本事項

- ア 建物の各材質の特性や使用状況を充分検討し、最適の清掃資材を選定し、使用すること。
- イ 清掃業務遂行上必要な経費のうち、原材料費、光熱水費および従事者の控室の維持に関する経費は委託者の負担とする。これ以外の経費は受託者の負担とする。
- ウ 従事者の人員は、別紙清掃業務作業基準表（以下「基準表」という。）に基づく最低必要人員以上とする。
- エ 赤れんが館が博物館類似施設であることの特異性を十分理解し常識ある者とする。なお、学歴・年齢・性別は問わない。
- オ 従事者は、前項の者の中から厳選し、氏名を書面で提出すること。

### (2) 従事者の職務は、次のとおりとする。

- ア 担当業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、赤れんが館の利用者に対し、明朗親切に対応すること。
- イ 勤務中の火災・盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。
- ウ 建物、物品、その他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- エ 防火管理については、赤れんが館の防火管理者が定める計画に従うこと。

オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。

カ 災害が発生したとき、または発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。

#### 4 清掃業務内容

(1) 清掃業務内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 赤れんが館の各種清掃に関すること。

イ 清掃衛生関係機器および消耗品の管理（点検・調整・整備・配置および補充）に関すること。

ウ 塵芥の収集処理に関すること。

(2) 清掃業務は、次の基準に基づき履行するものとする。

ア 一般事項

(ア) 清掃業務は、委託者の指定する日を除き毎日行なうこと。指定する日は次に掲げる日とする。ただし、委託者の承認を得て業務日を変更することができる。

a 毎週水曜日

b 年末年始(12月29日から1月3日)

c 特別な事由により清掃業務が困難と秋田市が認定した日

(イ) 業務時間は、午前8時30分から午後3時30分までとする（1時間の休憩時間を含む）。ただし、委託者の承認を得て業務時間を変更することができる。

(ウ) 清掃作業の実施にあたっては、委託者の業務に支障のないよう十分留意すること。

(エ) 通行の頻繁な箇所および汚れの著しい箇所は常に巡回し、随時必要な清掃を行い清潔な状態を保つこと。

(オ) 清掃器具の取扱による衝撃・湿気等で機械器具や物品等を損傷させないこと。

(カ) 引火性ベンジン・ガソリン等の薬品は絶対に使用しないこと。

(キ) 電気・水道・ガスの使用については、極力節約に努めること。

(ク) 清掃作業の工程は基準表のとおりとするが、作業回数はすべて標準的なものであり、使用頻度および汚れの度合により回数を増減し全体として平均回数を保つこと。

(ケ) トイレトペーパーおよび手洗用石けん類は、委託者の支給するものを用い、その補充に充分留意すること。

## イ 一般清掃

### (ア) 塵払い

塵払いには、必ず真空掃除器を使用すること。

### (イ) 床掃除

a ビニールタイルおよび石質床等の床で秋田市の指示する箇所は真空掃除器を用い、その他は固くしぼった水拭きモップで塵を除去し、ワックス塗布のうえポリシャーをもって艶出しすること。この場合において、容易に移動し得る椅子等の物品類は移動のうえ、入念に掃除すること。

b じゅうたん敷床は、真空掃除器で丁寧に収塵を行ない、毛を損傷しないように織目に従って数回繰り返して入念に掃除すること。

### (ウ) 壁および窓の掃除

壁および窓は、手の届く範囲で塵埃を払い、必要な場合は、清水で雑巾がけを行うこと。

### (エ) サッシ等の掃除

サッシ等は、塵払いをした後、雑巾がけをすること。

### (オ) 便所の掃除

a 便所は随時見回り、汚れを発見した場合は、直ちに掃除すること。

b 便器・洗面器・汚物捨器類は、丁寧に水洗いのうえ布拭きをすること。

### (カ) 湯沸室および湯沸器等

a 湯沸室の茶がら等は所定のところに捨て、容器は水洗いのうえ所定の位置に置くこと。

### (キ) その他

a ドア金具・階段金具・その他の金具は乾布で磨き出しすること。

b 各出入口に備付けのマットは、泥塵等を取り除き、更に洗浄のうえ乾燥させて備付けておくこと。

c 靴洗い槽は、常時清掃に努め、ブラシの管理も行なうこと。

d 各室の屑籠の屑は、可熱性のものと不熱性のものとに分離して処理すること。また、館内外の塵芥についても同様に分離し処理すること。

e 集めた屑、塵芥は、まとめて所定の場所まで搬出すること。

f テラスおよび玄関前等の石質部分は、塵芥を除去し、状況に応じて散水又は水洗いすること。

g 庭園、池、駐車場等建物の外廻りの清掃も行うものとし、屑および塵芥を除去するとともに、煙草の吸い殻は所定のところに捨て、容器は水洗いのうえ所定の位置に置くほか、ベンチ、掲示板等の物品については、館内の物品と同様の方法で掃除すること。

#### ウ 特別清掃

(ア) 窓硝子の清掃は年2回とし、両面とも石けん水又は薬液類（サッシに有害なものは除く。）で拭き、更に乾布で磨くこと。実施日は赤れんが館と協議のうえ決定すること。

(イ) ワックス塗布は年2回、カーペット洗浄クリーニングは年2回とし、赤れんが館が指定した日に行うこと。この場合において、容易に移動し得る椅子等の物品は移動のうえ、入念に掃除すること。

#### エ 塵芥の収集

(ア) 委託業務を行う上で生じた塵芥類は、委託者の指定する場所にまとめること。

#### オ 施設の利用人数について

(ア) 赤れんが館の一日あたりの利用人数は平均60人とする。

### 5 委託業務完了報告

受託者は、一般、特別清掃業務について、月毎に業務完了報告書を委託者に提出し確認を受けるものとする。なお、委託業務に関する関係法令に基づく手続きまたは提出書類の作成等は受託者の負担において行うものとする。

### 6 その他定めのない事項について

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定める。

### 7 「清掃業務作業基準表」

別紙による

階 番	別 号	管理棟 1階										管理棟 2階							管理棟 3階						赤れんが館1階						赤れんが館2階											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
箇所別		風除室・玄関回り・テラス	談話ホール・ホール	階段	コピー室	事務室	会議室（館長室）	非常階段	荷解室	湯沸室・清掃人控室	身障者・男女トイレ	渡り廊下	駐車場・庭園・靴洗場	収納庫（市民ギャラリー）	ホール	階段	企画展示室	通路	倉庫	非常階段	研修室	ホール	階段	勝平得之記念館	倉庫	非常階段	通路	金庫室	書庫（伝統工芸展示室）	頭取室	ホール・廊下	営業室	応接室	応接室	玄関回り・風除室	階段	貴賓室	ホール・階段室	会議室（関谷四郎記念室）	吹き抜け回り	外回り	
施設概要番号			11,12			13	14		15	16			17			18		19		20	21		22	23			4	3	2		1	5	6			7	8	9				
仕上区分		磁器質タイル・石質床	磁器質タイル	石質床	タイルカーペット	ビニールタイル	タイルカーペット	ビニールタイル	ビニールタイル	カーペット	磁器質タイル	磁器質タイル	アスファルト・土・石質床	タイルカーペット	タイルカーペット	石質床	タイルカーペット	ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル	タイルカーペット	タイルカーペット	石質床	タイルカーペット	ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル	カーペット	ビニールタイル・磁器質タイル	カーペット	木床	石質床・カーペット	石質床	木床・カーペット	ビニールタイル	タイルカーペット	木床				
清掃方法					○		○		○				☆	○		○				○		○						○	○		○	○				○		○		○		
真空掃除機による床清掃																																										
床の掃き拭きによる清掃	○	○	○		○		○	○							○							○						○	○		○	○					○		○			
モップによる水拭き清掃	○	○	○		○		○	○		○	○				○							○						○	○		○	○					○		○			
机、テーブル雑巾がけ清掃		○			○	○																																				
物品、什器の除塵、拭き清掃		□		□	□	□									□							□		□				□	□										□			
衛生陶器、鏡みがき清掃						○				○																																
紙屑清掃収集処理		□			○	○			○	○		○									○												○									□
木屑、枯葉、糞、汚泥、砂塵等処理												○																														□
手摺りの拭き掃除				□											□							□												□							□	
流し台、湯沸器の清掃																																										
天井・スクリーン等の清掃	□			□	□	□				□	□			□		□						□	□		□			□	□	□			□				□				□	
床面洗浄ワックス塗布清掃		●	●		●			●			●				●								●					●	●		●	●							●			
カーペット洗浄クリーニング						●								●		●					●	●		●							●	●										
窓ガラスの清掃	●	●		●	●	●			●	●	●				●						●	●		●							●	●	●	●		●					●	

# 施設の概要

名称 秋田市立赤れんが郷土館  
所在地 秋田市大町三丁目3番21号  
敷地面積 2,605.73㎡  
総工事費 486,014千円(外構工事を含む)  
開館 昭和60年7月31日

## 1. 建物の概要

棟	階数	床面積	建築面積	構造	工事種別	工費	着工	竣工
赤れんが館	1	475.816㎡	475.816㎡	れんが造り 2階建	修復	170,720千円	昭和56年 7月1日	昭和57年 3月20日
	2	174.226㎡						
	計	650.042㎡						
新館	1	318.326㎡	325.659㎡	鉄筋コンクリート造 3階建	新築	284,851千円	昭和59年 5月29日	昭和60年 3月25日
	2	308.475㎡						
	計	909.996㎡						
収蔵庫	1	106.653㎡	106.653㎡	鉄筋コンクリート造 3階建	改修	455,571千円		
	2	106.653㎡						
	計	319.959㎡						
合 計		1,899.997㎡	908.128㎡					

## 主な室名と面積

①展示室 (旧営業室)	234.04㎡	⑩鑑賞室	27.00㎡
②展示室 (旧種取室)	27.83㎡	⑪荷解室	20.13㎡
③展示室 (旧書庫)	46.70㎡	⑫楽奏・控室	10.72㎡
④展示室 (旧金庫室)	32.67㎡	⑬ホール	64.54㎡
⑤白女庫室	21.77㎡	⑭企画展示室	146.88㎡
⑥白女庫室	21.87㎡	⑮倉庫	18.03㎡
⑦展示室 (旧書庫)	27.83㎡	⑯研修室	65.02㎡
⑧展示室 (廊下)	19.97㎡	⑰ホール	18.22㎡
⑨倉庫(旧倉庫)	71.58㎡	⑱轉平得之記念館	146.88㎡
⑩白女庫	32.67㎡	⑲倉庫	18.03㎡
⑪談話ホール	56.37㎡	⑳機械室	80.56㎡
⑫ホール	39.29㎡	㉑収蔵庫	80.56㎡
⑬事務室	32.38㎡	㉒収蔵庫	80.56㎡

## 2. 設備の概要

### 赤れんが館

#### 暖房設備

暖房方式 直接暖房方式  
熱源 都市ガス/貫流式蒸気ボイラー、換算高容量200kg/1台  
放熱器 鉄放射放熱器24台、ファンコンベクター4台、計28台  
ポンプ 真空戻房ポンプ1台

#### 冷房設備

冷房方式 空冷インバータパッケージ方式  
冷房設備 室外機3台、室内機3台

### 新館

#### 空調設備

空調方式 ファンコイル方式  
熱源 都市ガス/ガス直置き吸収式冷凍水機、冷凍能力40R.T.  
送風機能力120,900kcal/1台

#### 冷却塔

冷却塔 恒速型1基  
ファンコイルユニット26台、除湿機3台  
送排風機 送風機3台、排風機6台、電気換気扇3台、ダクト用換気扇9台  
計21台

ポンプ 冷凍水ポンプ5台、冷却水ポンプ1台、計6台

自動制御設備 各空調機はサーモスタット指示により温度制御を行う

#### 給水衛生設備

給水設備 水道本管より100mより50m分岐し、直接給水  
排水設備 汚水雑排水/屋内分流屋外合流。下水本管500mmに接続  
給湯設備 電気温水器1台、貯湯式温水器1台  
消火設備 ハロンガス消火設備/収蔵庫2・3階 消火器 屋外消火栓1カ所

#### ガス設備

低圧本管 150mmより100mm分岐し、各機器及び器具に供給

#### 電気設備

受電電圧 交流3相3線式50ヘルツ6.6KV  
変電室 キューボック式21㎡ 天井高3.2m  
変圧器 動力用/3φ6.6KV/210V 100KVA1台  
電灯用/1φ6.6KV/210-105V 50KVA1台  
高圧コンデンサー/ 30KVA1台  
低圧回路 電灯/1φ3W 210/105V 動力/3φ3W 210V  
低圧負荷設備 電灯 新館/44.9KVA 赤れんが館/18KVA 収蔵庫/3.1KVA  
動力 新館/22.5KW 赤れんが館/30.78KW 収蔵庫15KW  
放送設備 東映放送アンブ60W  
IT設備 カメラ8台、モニターテレビ1台  
自動火災検知警報 受信機P型1級20回線(消火警報連動・ハロン消火表示)、  
煙感知器31個、熱感知器18個  
電話設備 電子交換機(内線40回線、外線12回線)、電話機9台  
テレビ共聴設備 アンテナVHF12素子、UHF25素子、扇形ユニット5台

#### 昇降機設備

垂直エレベーター 油圧式エレベーター、身障者(車椅子)兼用型11人乗  
積載量/750kg 速度/45m分  
地震管制運転、停電時自動扉装置備付、停止距離/3カ所  
扉サイズ 幅1,400×奥行1,350×高さ2,390 開口サイズ 幅900×高さ2,100  
非常連絡 インターホン 電動機15KW、電源/3相200V50ヘルツ

#### ガス灯設備

ガス灯 ボール4M、ガスマントル2個用3灯

### 工事関係者

#### 赤れんが館修復工事

設計監理 秋田市建設部建築課  
建築工事 清水建設株式会社  
電気設備工事 東北電気工事株式会社  
暖房設備工事 山二協設工業株式会社

#### 管理棟新築・収蔵庫改修工事

設計監理 株式会社建築設計事務所  
工事監理 秋田市建設部建築課  
建築工事 日本海建設株式会社  
機械設備工事 山二協設工業株式会社  
電気設備工事 東北電気工事株式会社  
昇降機設備工事 フジテック株式会社  
設備工事 東部瓦斯株式会社

#### 外構工事

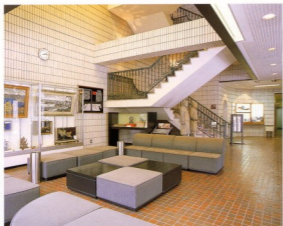
外構工事 日本海建設株式会社  
ガス灯工事 松下電工株式会社  
植栽工事 千代園株式会社

#### 赤れんが館冷房設備工事

設計監理 秋田市建設部建築課  
冷房設備工事 木場株式会社



3階



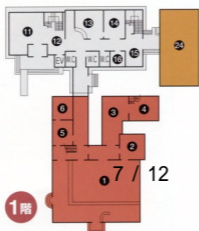
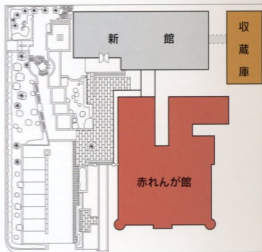
談話ホール（新館 1階）



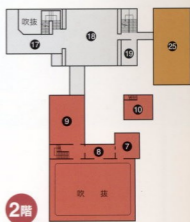
研修室（新館 3階）



収蔵庫



1階



2階

# 設 計 書

工 種	赤郷 ー 業務委託
委託番号	第                  号


年 度	令和3年度	作成年月日	委 託 概 要						
業 務 委 託 名	秋田市立赤れんが郷土館清掃業務委託		<p style="text-align: center;">一般清掃業務（博物館類似施設）</p> <p>秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の継続契約とする。</p> <p style="text-align: center;">（年度別内訳）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: right;">令和3年度</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">令和4年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">令和5年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	令和3年度	円	令和4年度	円	令和5年度	円
令和3年度	円								
令和4年度	円								
令和5年度	円								
委 託 場 所	秋田市大町三丁目3番21号								
設 計 金 額	¥								
財源（補助）区分	国補 ・ 県補 ・ （市単）								
委 託 期 間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで								



## 明 細 書

名 称	品 種	形状寸法	単 位	金 額 (円)	適 用
秋田市立赤れんが郷土館清掃業務委託		対象物件 赤れんが郷土館 2,750㎡ (博物館類似施設)			
1 直接人件費	給与	1	2,750㎡	1 ー 式	別紙給与計算資料のとおり
2 直接物品費	消耗品費等			1 ー 式	
3 業務管理費				1 ー 式	
4 一般管理費				1 ー 式	
5 特別清掃費	床洗浄・ワックス塗布・窓ガラス清掃 (年2回)			1 ー 式	
年 額 小 計					千円未満切り捨て
消 費 税					10%
合 計	令和3年年額				

## 明 細 書

名 称	品 種	形 状 寸 法	単 位	金 額 (円)	適 用
秋田市立赤れんが郷土館清掃業務委託		対象物件 赤れんが郷土館 2,750㎡ (博物館類似施設)			
1 直接人件費	給与	1	2,750㎡	1 ー 式	別紙給与計算資料のとおり
2 直接物品費	消耗品費等			1 ー 式	
3 業務管理費				1 ー 式	
4 一般管理費				1 ー 式	
5 特別清掃費	床洗浄・ワックス塗布・窓ガラス清掃 (年2回)			1 ー 式	
年 額 小 計					千円未満切り捨て
消 費 税					10%
合 計	令和4年年額				

## 明 細 書

名 称	品 種	形 状 寸 法	単 位	金 額 (円)	適 用
秋田市立赤れんが郷土館清掃業務委託		対象物件 赤れんが郷土館 2,750㎡ (博物館類似施設)			
1 直接人件費	給与	1	2,750㎡	1 ー 式	別紙給与計算資料のとおり
2 直接物品費	消耗品費等			1 ー 式	
3 業務管理費				1 ー 式	
4 一般管理費				1 ー 式	
5 特別清掃費	床洗浄・ワックス塗布・窓ガラス清掃 (年2回)			1 ー 式	
年 額 小 計					千円未満切り捨て
消 費 税					10%
合 計	令和5年年額				

## 給与計算資料（年額）

	説 明	年 額	備 考
給 与	4月1日から3月31日まで		
	令和3年度                  円/日×308日		
	令和4年度                  円/日×307日		
	令和5年度                  円/日×309日		
	合計		